

高知県週休2日促進工事实施要領（営繕工事編）

（趣旨）

第1条 この要領は、県（警察本部を除く）が発注する営繕工事（建築物等の新築、改築、増築、模様替、改修及び修繕）において、原則土曜日及び日曜日を休工日とする「週休2日促進工事」（以下、「週休2日工事」という。）を実施するにあたり必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この要領において、使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

1 休工日

「休工日」とは、巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された日をいう。

2 祝日

「祝日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。ただし、元旦は除く（第4条において年末年始休暇6日間に含むものとする）。

3 週休2日

（1）「完全週休2日」（以下、「週単位の週休2日」という。）とは、原則、対象期間の全ての週において、土曜日及び日曜日を休工日とし、2日以上休工日確保している状態をいう。

（2）「月単位の週休2日」とは、対象期間内の全ての月ごとに、「休工日数の割合」（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の休工日確保している状態をいう。

（3）「通期の週休2日」とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

4 週休2日工事の選択方式

（1）選択-I型

受注者が工事着手前に週単位の週休2日の実施について発注者と協議を行い選択する方式。月単位及び通期の週休2日の実施は必須とする。

（2）選択-II型

受注者が工事着手前に週単位の週休2日または月単位の週休2日の実施について発注者と協議を行い選択できる方式。通期の週休2日の実施は必須とする。

(対象工事)

第3条 原則、全ての営繕工事を対象とする。ただし、現場施工が7日未満の工事又は社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事（緊急応急工事を含む）については対象外とする。

(発注方式)

第4条 請負対象金額1,000万円以上（第8条に規定する経費補正前の額とする）の工事については選択-I型、それ以外については選択-II型による方式を基本とする。

(対象期間)

第5条 週休2日の対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(休工日の確保)

第6条 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は、監督職員と協議した上で、休工日を振り替えできるものとし、その場合も週休2日工事として認めるものとする。

- 2 降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、休工日を振り替えできるものとし、その場合も週休2日工事として認めるものとする。
- 3 分離発注の場合は、各発注工事単位で休工日を確保するものとする。
- 4 祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を休工日とした場合についても、現場閉所率に含めるものとする。

(実施方法)

第7条 受注者は、契約後速やかに休工日の予定を記載した計画表を提出し、週休2日の実施について監督職員と協議を行う。

受注者は、各方式において週休2日の実施を選択する場合、契約後速やかに「工事条件変更等確認要求書」（別紙2参照）により発注者に確認の請求を行い、発注者は、確認した結果を受注者に通知するものとする。

また、受注者は工事完了前に実績の工程表を提出するものとする。なお、週休2日の実施にかかり契約工期の変更はしないものとする。

- 2 発注者は、週休2日工事の実施にあたって、特記仕様書（共通編）に週休2日工事の対象である旨を明示（別紙1参照）し、工期については、公共建築工事における工期設定の基本的な考え方（https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000033.html）等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう適正な施工期間を確保するなど適正

な工期を設定する。

特に新営工事については、一般社団法人日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」(<https://www.nikkenren.com/kenchiku/proper.html>)を参考とした工期を設定する。

- 3 受注者は、週休2日工事である旨を、工事看板等で工事現場の見えやすい位置に掲示するものとする。
- 4 受注者は、下請事業者を含む現場の全ての労働者に対して、休工日には事務作業や他現場での作業を行わないよう要請するものとする。
- 5 受注者は、第6条第1項及び第2項の規定により、やむを得ず予定していた休工日に作業を行う場合や作業予定日を休工日とする場合は、事前にその旨を監督職員に書面（情報共有システム又は電子メールを含む。）により報告するものとする。
- 6 受注者は、休工日を確保したことが確認できるように工事日誌等に記載し、監督職員の求めに応じて実施状況を報告するものとする。
- 7 発注者は、緊急時等のやむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等は行わないものとする。

（積算方法等）

- 第8条 選択-I型にあつては、発注者は、別紙3に掲げる月単位の週休2日の補正を行ったうえで発注するものとし、協議によって、週単位の週休2日の取組を行う場合、実施状況を確認し、現場管理費の補正分の増額を行う。
- 2 選択-II型にあつては、発注者は、補正を行わず発注するものとし、協議により選択した週休2日の取組を行う場合、実施状況を確認し、別紙3に掲げる補正分の増額を行う。
 - 3 両方式ともに、工事着手前までに週休2日の実施について協議が整わなかったものは、増額の対象としない。ただし、必須である週休2日の実施状況が各水準に満たない場合の減額は対象とする。

（工事成績評定）

第9条 選択-I型においては、週単位の週休2日、選択-II型においては、週単位または月単位の週休2日を達成した工事については、加点評価を行う。

なお、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった際は、減点措置を行う場合がある。

（アンケート調査等）

第10条 発注者が週休2日工事に関するアンケート調査やヒアリングを実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあつても同様とする。

(その他)

第11条 週休2日工事の実施にあたって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和6年10月1日から施行し、同日以後に積算を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和7年7月1日から施行し、同日以後に積算を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和8年3月1日から施行し、同日以後に積算を行う工事から適用する。

高知県週休2日促進工事に関する特記仕様書（共通編）への明示

26 高知県週休2日促進工事の実施について

本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする高知県週休2日促進工事の対象工事である。

実施にあたっては、高知県週休2日促進工事実施要領（営繕工事編）による。

選択-I型

選択-II型

工事条件変更等確認要求書	
令和 年 月 日	
高知県知事 ○○ ○○ 様	
(受注者)	
高知県○○市○○○ ○○建設株式会社 代表取締役 ○○○○	
建設工事請負契約書第18条第1項の規定により、次のとおり工事条件変更等の確認を求めます。	
1 工事名 (工事番号)	○○○○○○○○○○○○○○工事 (○○第○○-○○号)
2 工事場所	高知県○○市○○町
3 工期	○○年○月○日 ~ ○○年○月○日
4 変更事項	建設工事請負契約書第18条第1項4号による 週休2日促進工事への取組 高知県週休2日促進工事实施要領(営繕工事編)に基づき、○単位の週休2日の取り組みを実施したいので確認をお願いします。 なお、休工日の予定を記載した計画表も併せて提出いたします。

1. 工事における労務費・現場管理費の補正係数について

表-1

	補正係数		
	週単位の週休2日	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	1.02	1.02	—
現場管理費	1.01	—	—

2. 単価の補正方法等

(1) 複合単価

複合単価の労務単価は、表-1の補正係数を乗じたものを使用する。

(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いて、以下の式により算出する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(※) 執務並行改修の場合は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(2)ロの表A-1、表E-1及び表M-1の改修補正率によらず、本要領の表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正率を用いること。

(3) 物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いて、以下の式により算出する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

(4) 単位施工単価

細目工種を代表する規格・仕様の単位施工単価（以下、「ベース単価」という。）に含まれる労務単価に表-1の補正係数を乗じて補正して算出する。

それ以外の規格・仕様の単位施工単価（以下、「シフト単価」という。）については、以下の式のとおり補正して算出する。

【工事場所が物価資料の掲載都市の場合】

$$\begin{array}{l} \text{週休2日補正後の} \\ \text{シフト単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{工事場所の材料単価、要領の補} \\ \text{正係数を乗じた労務単価を用い} \\ \text{算定したベース単価} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所の都市のシフト単価} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所の都市のベース単価} \end{array}}$$

【工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合】

$$\begin{array}{l} \text{週休2日補正後の} \\ \text{シフト単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{工事場所の材料単価、要領の補} \\ \text{正係数を乗じた労務単価を用い} \\ \text{算定したベース単価} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{地区を包括する代表都市のシフト単価} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{地区を包括する代表都市のベース単価} \end{array}}$$

なお、補正単位施工単価は、これら補正をした単位施工単価より算出する。

表A-2 建築工事の補正率

工種	摘要※	月単位の週休2日促進工事 及び 完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事 及び 完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材 工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事 及び 完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消 音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22